



令和元年度 まち・ひと・しごと創生総合戦略推進にかかる施策方針

まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な推進を目的として、今年度における健康福祉部の基本方針および重点的に取り組む項目を次のとおり定め、着実に推進します。

令和元年5月8日

健康福祉部長 品川善浩

I 基本方針

- 1 市民一人ひとりが主役として、個人の尊厳を認め、すべての人が孤立することなくつながりを持ち、そして支え合いながら、地域の中で安全・安心に暮らせる住みよいまちづくりを推進します。
- 2 障がい者の生活を地域全体で支えながら、障がい者が住み慣れたまちで安心して暮らしていけるように、相互理解の促進と権利擁護を図り、相談体制や福祉サービスを充実するとともに、社会参加や就労、生きがいつくりを支援します。
- 3 団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、介護や生活支援を必要とする高齢者や単身高齢者、認知症高齢者の増加が予想されるなか、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、積極的な介護予防の推進、認知症予防と認知症にやさしい地域づくりを推進します。また、高齢者が、地域の中で支え合い助け合い、笑顔あふれる中で居場所と出番づくりを進めるとともに、地域で支え合う体制づくりを推進します。
- 4 保育・幼児教育の充実のため、公立保育所・幼稚園・私立保育園の認定こども園化の推進や保育士の確保により、待機児童の解消に努めるとともに、異年齢交流を通して園児の生活習慣の定着や社会性、道徳性の基礎の育成、健康な体づくりに努めます。また、本年10月からの幼児教育無償化について、保護者の混乱を招かぬよう情報収集・発信を行い、スムーズな事業開始に努めます。
- 5 妊娠・出産に伴う心身両面に対する保健相談・指導の充実や、育児を通じた不安や孤立感の解消を目指して、的確な時期と内容の情報提供や、気軽に相談できる体制を整備するため、子育て世代包括支援センター（基本型）と（母子保健型）の連携を密にし、きめ細かな支援の充実を図ります。また、未来を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりや子育て支援の充実に向けて「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定するとともに、現早稲田保育所を子育て支援センターとして活用する予定であるため、現在の子育て支援センターと連携した活用方法等についての検討を図ります。

- 6 すべての市民が生涯にわたり心身ともに健康に過ごせるよう、食生活や運動、心の健康づくりなど健康に関する講座の開催や相談会等を行うとともに、市民や関係団体、機関等と連携、協働して健康づくりを推進し、健康長寿のまちづくりに努めます。また、「めがねのまちの目の健康づくり」を推進するため、3歳児健診での視力検査の徹底と、市民主役事業等を活用した研修会などを実施することで、広く目の健康「眼育」を推進します。
- 7 市医師会等と連携して、健康診査・保健指導・がん検診の受診率向上に努め、生活習慣病の早期発見、早期治療、重症化予防に取り組むとともに、乳幼児健康診査や予防接種事業についても、制度改正等を踏まえ、適正に実施することに努めます。また、女性が日頃から健康づくりへの関心を持ち、家庭や職場・地域などで元気に生き生きと活躍できる社会を目指して、「輝く女性のヘルスケア事業」を年間を通して実施し、女性の活躍を推進します。
- 8 国民健康保険の財政状況、制度改正や医療費の適正化等について、きめ細かい周知活動を行い、被保険者の理解を図るとともに、適正な国保税率への改定、年金履歴を参照した国保資格適用の適正化、縦覧と重複を重視したレセプト点検の強化やジェネリック医薬品の普及促進等を通じて、国保事業の適正化と安定化を推進します。



SDGs推進に係る重点取組項目



地域には、高齢者、障がい者、子育てをしている人、若者、乳幼児など様々な人が生活しており、すべての人が個人の尊厳を認め合いながら、孤立することなく、つながりを持ち、そして支え合いながら、地域の中で安全、安心に暮らせる住みよいまちづくりを推進することで、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成を目指します。

男女が働きながら安心して子育てができる、また、家族が協力して育児や家事の手助けをする環境づくりを推進するために、子育て支援ネットワークによる啓発活動や、子育て支援の充実に取り組むことで、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」の達成を目指します。

生活困窮者からの様々な相談に対応し、就労支援等を実施するなど、自立生活に向けた支援を行うとともに、貧困の連鎖を断ち切るために生活困窮家庭の子どもへの学習支援を行うことで、目標1「貧困をなくそう」の達成を目指します。

Ⅱ 重点的に取り組む項目と具体的な目標

1. つながり支えあう福祉のまちづくりの推進

市民がともにつながり支えあいながら、安心して暮らせる住みよいまちづくりを進めるため、市社会福祉協議会や地域支え合い推進員と連携し、「ご近所福祉ネットワーク活動」の重要性についての周知を行い、地域見守り体制の整備を推進します。特に、近年の大規模災害に備えるために、平常時からの要支援者の見守り等の必要性を推進します。

生活困窮者からの相談に対し、各種支援制度の活用や就労支援を行い、自立生活に向けた支援を行います。また、消費税率10%への引上げに合わせて、低所得者や子育て世帯の消費に与える影響の緩和を目的として発行する、プレミアム付商品券の販売手続き等について遺漏の無いよう、広報活動や販売手続きを進めます。

◆ 地域見守り体制の整備率	100%
◆ 地域福祉推進チーム会議の開催	2回
◆ 避難行動要支援者名簿登録率	63%
◆ 生活困窮者の就労支援回数	100回
◆ プレミアム付商品券販売に関する広報	3回

2. 障がい者支援の充実

障がい者が地域の中で安心して暮らせるよう、基幹相談支援センター等の相談体制や福祉サービスの充実を図るとともに、日常生活および社会参加を総合的に支援します。また、障がい者就労施設等からの物品等調達方針を策定し、物品および役務等の調達の推進を図ることにより、障がい者の経済的自立を支援します。

本年度は、手話言語条例制定に向けた取り組みを行い、幅広い分野から手話に対する意見を聞き、理解促進を目指します。

◆ 障がい者生活支援センター等の相談件数	6,900件
◆ 障がい者就労支援事業所からの物品購入等	350万円
◆ 手話言語条例制定に向けた検討委員会の開催回数	6回

3-1. 生きがいづくりと積極的な介護予防の推進

高齢者が生きがいをもって健康で自立した暮らしにつながるよう、高齢者の多様なニーズに応じて気軽に参加できる介護予防活動に努めるとともに、高齢者自身が介護予防の具体的な方法を学び、積極的に介護予防を普及啓発する担い手になる支援体制を推進します。さらに、地域での支え合いの仕組みをより一層拡充することで、高齢者の居場所と活躍の場を広げていきます。

◆ 介護支援サポーター新規登録者数	75人
◆ 健康寿命ふれあいサロン数	114サロン
◆ いきいき講座参加者数	4,500人
◆ 元気生活率 (65歳以上高齢者に占める要介護認定を受けていない人の割合)	83%

3-2. 認知症予防と認知症にやさしい地域づくり

認知症の発症を少しでも遅らせるための認知症予防や、認知症になっても住み慣れた地域で尊厳のある暮らしができるよう地域ぐるみで認知症の人やその家族を見守り支える仕組みづくり、認知症の人を介護している家族の負担軽減につながる施策の充実を図ります。また、認知症の早期発見・早期診断の機会を提供し、診療につなげることで重症化を予防するために、医療と介護の連携に基づいた専門職による初期集中支援を実施します。

◆ もの忘れ検診積極的受診対象者で未受診者への受診勧奨訪問率	100%
◆ 認知症サポーターステップアップ講座開催回数	4回
◆ 徘徊模擬訓練実施箇所数	2地区
◆ 認知症初期集中支援対象者への支援率 (訪問やアセスメント等により、医療・介護・福祉サービス等に繋がられた割合)	100%

3-3. 住民主体の支え合い体制づくり

住民の支え合い活動を支援するため、第一層生活支援コーディネーターおよび地域支え合い推進員を配置し、住民ボランティアなどの多様な主体を活用した高齢者の生活支援サービスの創出や地域の支え合いの体制づくりを推進します。

◆ 地域支え合いフォーラムの開催	1回
◆ 総合事業推進協議会の開催	2回
◆ 地域支え合い協議会の設置・開催	4地区

3-4. 地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステムの推進に向けて、地域包括支援センターの機能強化、地域ケア会議とケアマネジメントの向上、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築、多職種協働の推進など、地域に根ざした支援ネットワーク構築に努めます。

◆ 地域ケア会議の開催	10回
◆ 多職種連携研修会等の開催	2回
◆ 在宅医療・介護連携推進協議会の開催	3回

4. 保育サービス・幼児教育の充実

公立保育所・幼稚園・私立保育園のこども園化の推進や保育士の確保により、待機児童の解消や多様化する保育ニーズに柔軟かつ迅速に応え、より一層の子育て支援の充実に努めます。また、小学校への円滑な移行を図るため、小学校と幼稚園、保育所、こども園の幼保小交流事業の充実に努めるとともに、地域に開かれた施設として子育て支援活動に取り組みます。

本年10月から始まる幼児教育無償化については、保護者や施設の運営者に混乱が生じないように情報収集に努め、制度内容を分かりやすく周知することで、スムーズな制度開始に取り組めます。

◆ 待機児童数	0人
◆ (仮称)進徳・早稲田認定こども園の開園(2020.4.1)	3月
◆ 幼保小交流事業の開催	300回
◆ 幼稚園、保育所、こども園開放事業の実施	1,500回
◆ 幼児教育無償化に関する説明施設数	30施設

5-1. 子育て支援の充実

地域で育む子育て支援ネットワーク委員会やCOSAPO（子育てサポーター）、地域の子育て団体等との連携・支援を行い、子育て中の親子が参加する事業の充実を図ります。また、ひとり親家庭の児童の学習支援等を行うことで、児童の健全育成と自立を促進します。

現早稲田保育所を子育て支援センターとして活用する予定のため、現在の子育て支援センターと連携した活用方法等についての検討会を開催し取り組みます。

◆ ハーフバースデイ参加者率	92%
◆ 子育てサポーター登録者数	130人
◆ ひとり親家庭児童学習支援参加者数	700人
◆ 子育てサポーターの一時預かり	200人
◆ 現早稲田保育所を子育て支援センターとして活用するための検討会の開催回数	3回

5-2. 相談業務の拡充

育児等に悩む子育て家庭や養育に不安のある家庭に対し、家庭訪問や健診時に相談員が相談に応じる等、支援を必要とする家庭や子どもへの支援の充実に努めます。また、児童虐待防止のため、要保護児童対策地域協議会において関係機関の情報共有、連携強化を図り、子どもが健全に育つために、地域が一体となった子育て家庭の支援に取り組みます。

◆ 育児健診時での気がかりな家庭相談回数	55回
◆ 要保護児童対策地域協議会の開催	25回
◆ 養育支援訪問回数	70回

5-3. 第2期子ども・子育て支援事業計画の策定

保護者アンケートによる子ども・子育て支援に関するニーズや意見等を把握するとともに、子ども・子育て支援会議を開催し、教育、保育関係者、関係団体よりご意見をお伺いし、未来を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりや子育て支援の充実に向けて第2期子ども・子育て支援事業計画を策定します。

◆ 第2期子ども・子育て支援事業計画の策定	3月
◆ 子ども・子育て会議の開催	6回

6-1. 妊娠・出産包括支援事業の推進

アイアイ親子サポートセンターにおいて、妊産婦の産前・産後の心身の不調に関する相談や新生児、乳幼児の健康管理等について、電話や来所相談、訪問、宿泊・通所による産後ケア事業等により対応し、妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援を行います。

また、生後4か月までの時期に、保健師、助産師、健康づくり推進員が連携して、乳児をもつすべての家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境等を把握するとともに、様々な不安や悩みの相談、子育てに関する情報提供等を行います。

◆ 産前・産後サポート事業 妊産婦・新生児に対する支援率	100%
◆ こんにちは赤ちゃん事業 家庭訪問率	100%
◆ 1歳6か月児・3歳児健診におけるアンケート「この地域で、今後も子育てをしていきたい」回答率	100%

6-2. 市民の主体的な健康づくりの推進

市民と協働して、地域における運動習慣の定着や食習慣、生活習慣の改善に取り組むための講座等を開催し、未病を予防(生活習慣病予防)するとともに、健康のまちづくりに努めます。また、心の健康づくりを推進するため、地域で声かけや見守りを行うゲートキーパーの養成講座を実施します。

健康づくりに関する関係部局の職員からなる健康づくり推進チームを設置し、横断的な体制の下、健康に関する施策をより効果的に推進します。

◆ 健康づくり普及事業 4回シリーズ3コース	12回	320人
◆ 健康カフェ参加者数	12回	270人
◆ ゲートキーパー養成講座	10回	320人
◆ 健康のまちづくり推進チーム会議の開催		2回

6-3. 子どもの目の健康づくり「眼育」の推進

3歳児の視覚異常を早期に発見し、早期治療・回復につなげるため、オートレフケラトメーターを使用した視力検査を実施するとともに、幼児期から目の健康づくりを推進するため、幼児健康診査における保健指導を実施します。

また、市民を対象とした目の健康に関する研修会等を通して、知識の普及・啓発を行います。

◆ 1歳6か月児健康診査および3歳児健康診査におけるメディア視聴時間アンケートに対する保健指導率	100%
◆ 3歳児に対する、機器による視力検査実施率	100%
◆ 目の健康づくり研修会の開催	1回
◆ 目の健康イベント等の開催	1回

7. 健康診査事業・がん検診事業の推進

国民健康保険加入者で40歳から74歳までの方を対象に、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）などの生活習慣病の早期発見および重症化予防のため特定健康診査・特定保健指導、重症化予防訪問指導および75歳以上の方を対象に後期高齢者健康診査を実施します。また、がんの早期発見、早期治療に向け、健康診査との同時検診や日曜検診、レディース検診等を実施し、がん検診実施率の向上に努めます。更に、健診の未受診者対策や地域の団体や市医師会等関係機関との連携強化を図り受診率向上を目指します。

◆ 特定健康診査実施率	35.5%
◆ 特定保健指導実施率	50.0%
◆ がん検診実施率	43.0%
※市が実施する検診受診率（職域検診除く）	
※40～69歳（子宮頸がんは20～69歳）対象	
◆ 後期高齢者健康診査実施率	25.0%
◆ 日曜検診、レディース検診の開催	14回

8-1. 税率改定に向けた検討および国保制度への理解促進

【税率改定に向けた国保運営協議会での検討】

健全な国保財政運営維持に向けて、被保険者数と年齢構成、一人当たりの医療費、国保基金および各種交付金の推移等、国保を取り巻く種々の状況を適切に把握し、県国保運営方針に沿った国保税率の改定を、国保運営協議会で検討、協議し、そのスムーズな実施を図ります。

【国保制度等に関する広報周知】

国保の現状、制度改正や医療費の適正化等について、きめ細かい周知活動を行い、安定した国保運営のための適正な負担に対する被保険者の理解を進めます。

◆ 国保運営協議会の開催	3回
◆ 国保の現状、制度改正や医療費の適正化等に関する広報	6回

8-2. 医療費適正化の推進

年金履歴を参照した被保険者の資格確認を行い、資格適用の適正化に努めます。更に、国保連合会データを活用した縦覧と重複点検、介護保険との重複給付点検の強化および重複頻回受診者と重複服薬者への保健指導等を通じて、医療費の適正化に努めます。

また、ジェネリック医薬品の安全性と差額通知による医療費削減の周知等を通じて、ジェネリック医薬品使用を推進します。

◆ 資格適用の適正化とレセプト点検の強化	
・ 国保資格の適用点検	100%
・ 重複頻回にかかる受診者に対する点検	100%
◆ ジェネリック医薬品の使用割合	80%